

令和7年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」（補正予算分）に係る
補助事業者公募要領

令和8年1月
国土交通省
物流・自動車局保障制度参事官室

本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の執行実務を担う補助金執行団体を公募するものです。

国土交通省では、令和7年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」のうち、「在宅療養環境整備事業」（補正予算分）を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業に応募される方は、採択された後に補助金を受給されることになるため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱（令和7年3月28日）」をご確認いただくとともに、下記の点についても十分にご認識いただきますようお願いします。

応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、国土交通省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、国土交通省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、

刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

- ⑤ 国土交通省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1－1. 事業目的

この補助金は、自動車事故被害者の援護に関する経費に対して、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が、当該経費を助成する事業（以下「補助事業」という。）等に要する経費を補助し、自動車事故により重度の後遺障害を負わされた方及びそのご家族が安心して生活を送れる環境の整備を進めることを目的とします。

1－2. 事業スキーム



1－3. 事業内容

自動車事故被害者に対し、障害福祉サービスを提供する者（以下「間接補助事業者」という。）に対して、補助金を交付する事業（以下「間接補助事業」という。）を通じ、療養環境の改善を促進する事業です。なお、事業実施にあたっては、間接補助事業者からの問い合わせや補助金申請が円滑に進められるような工夫を行なうこととします。

なお、間接補助事業者の一次公募は令和7年8月29日に締め切っており、選定通知書及び計画変更の対応まで完了しております。二次公募については令和8年1月16日に締め切っており、選定通知書の発行までは二次公募を担当した補助事業者が行います。

本公募での補助事業者の役務は一次公募のうち約10件の間接補助事業者への補助金交付に係る業務、二次公募の約30件の間接補助事業者の計画変更の対応及び補助金交付に係る業務となります。そのため一次公募、二次公募の対応を行なった間接補助事業者からの円滑な引継ぎ及び継続して密に連携することが必要となります。

1－4. 事業実施期間

交付決定日～令和8年3月31日

1－5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分

な管理能力を有していること。

- ④国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1件

2-2. 補助率・補助額：定額補助（10／10）とし、7,000万円前後（うち、7.

7-1 ②業務管理費は10%以内）を想定しています。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、国土交通省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の精算払となります。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、令和8年4月10日までに補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。なお、事業に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行ってい

る場合で、税込み100万円以上の取引に限る)も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください(再々委託先については金額の記述は不要)。

【実施体制資料の記載例】

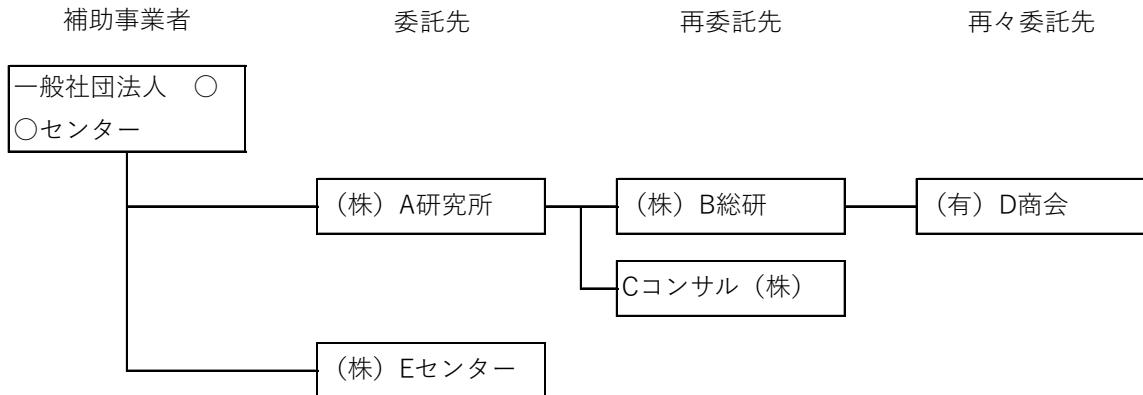
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
(株) A研究所	委託先	東京都〇〇区...	※算用数字を使用し、円 単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
(株) B総研	再委託先 ((株) A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル(株)	再委託先 ((株) A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有) D商会	再々委託先 ((株) B総研からの委託先)	上記記載例参照	記入不要(※)	上記記載例参照
(株) Eセンター	委託先	東京都〇〇区...	※算用数字を使用し、円 単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

(※) (有) D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和8年1月19日（月）

締切日：令和8年1月26日（月）17時必着

4-2. 応募書類

- 郵送の場合には、以下の応募書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「自動車事故被害者支援体制等整備事業 申請書」と記載してください。

また、電子メールの場合には、以下の応募書類を「hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「自動車事故被害者支援体制等整備事業 申請書」としてください。

【応募書類】

- ・申請書（様式1）<1部>
- ・提案書（様式2）<1部>
- ・採択審査を行うまでの必要書類<1部>
(会社概要(パンフレットなど)、直近3年の財務諸表 など)

② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしましたが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、採択の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

4-3. 応募書類の提出先

応募書類は郵送又は電子メールにより以下に提出してください。

<郵送の場合>

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

「令和7年度「自動車事故被害者支援体制等整備事業」担当あて

<電子メールの場合>

「hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「自動車事故被害者支援体制等整備事業 申請書」としてください。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行い、採択します。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された者については、国土交通省のホームページで公表するとともに、申請者に対し採択結果を通知します。

【6. 交付決定】

採択後、国土交通省に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通省が交付決定通知書による通知を行い、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前ににおいて、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、国土交通省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります。情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

①自動車事故被害者支援体制等整備事業

居宅介護事業者又は重度訪問介護事業者に対し介護人材確保等に係る経費の一部を助成する事業の各事業に要する経費

②業務管理費

労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、振込手数料、借料及び損料、委託費、一般管理費（10%以内）、その他事業を行うために必要と認められるもの（公租公課等）

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求ることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定期階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

①消費税法における納稅義務者とならない補助事業者

②免税事業者である補助事業者

- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

7－4. 間接補助事業

① 在宅療養環境整備事業（別紙5参照。）

自動車事故による重度後遺障害者に対して訪問系サービスを提供する障害福祉サービス事業者における人材不足は深刻な状況にあることから、「介護者なき後」における生活の場として、自宅での生活を継続することも選択できるよう、居宅介護又は重度訪問介護を提供する事業者に対し、事業所の開設を支援するとともに、継続した介護人材の確保等に係る経費を補助するもの。

本事業（補正予算分）の補助額は7,000万円前後を想定している。

上記については、採択後に補助事業者、当初予算の補助事業者及び国土交通省が調整のうえ実施することとします。また、事業の詳細については、事業開始前までに送付する令和7年度版の実施細目をご確認ください。公募においては、令和7年度版の実施細目（別紙5）を参考として添付しております。

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、実施する間接補助事業毎に定期的に進捗状況を確認いたします。また、把握にあたっては、別途指定する国土交通省指定の様式にて提出を求めることがあります。

【9. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ります。
- ③補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業者（執行団体等）の責任及び負担により実施することになります。
- ④間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「7－3. 補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ⑤補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。
- ⑥国土交通省の個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律について

のガイドライン（通則編）」に基づき対応いたします。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

担当：小澤、渡邊

E-mail : hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「自動車事故被害者支援体制等整備事業の公募について」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上